

聖籠町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

聖籠町教育委員会教育長 伊藤 順治

聖籠町教育委員会規則第2号

聖籠町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成20年聖籠町教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「5」を「6」に改める。

第2条の見出し中「（取組）」を「（趣旨）」に改め、同条中「学校運営」の次に「及び当該運営への必要な支援」を、「聖籠町教育委員会」の前に「協議する機関として、」を加え、「地域住民及び」を削り、「保護者」の次に「及び地域住民」を加え、「（以下「地域住民等」という。）」を削り、「の促進や連携強化を進める」を「や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進する」に改め、「地域住民等」の前に「保護者及び」を、「信頼関係」の前に「間の」を加える。

第3条を次のように改める。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、

当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域の住民の意見を聞くものとする。

第4条の見出しを「(学校運営に関する基本的な方針の承認)」に改め、同条第1項中「前条第1項の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)」を「対象学校」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

第4条第2項中「指定」を「対象」に、「もの」を「こと」に改める。

第5条の見出しを「(学校運営等に関する意見の申し出)」に改め、同条第1項中「当該指定」を「対象」に改め、「(次項に規定する事項を除く。)」を削り、「教育委員会」の次に「又は校長」を加え、同条第2項中「当該指定」を「第2条に定める趣旨を踏まえ、対象」に、「関する」を「関して別に定める」に改め、同条に次の1項を加える。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

第6条及び第7条を次のように改める。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼

児の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

第8条及び第9条を削る。

第10条第1項中「次に」を「15名以内とし、次の各号に」に改め、同項第3号中「当該指定学校の校長」を「対象学校の運営に資する活動を行う者」に改め、同項第4号中「その他教育委員会が適当と認める者」を「対象学校の校長」に改め、同項に次の4号を加える。

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他教育委員会が適当と認める者

第10条第2項から第4項までを次のように改める。

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

第10条第5項を削り、同条を第8条とする。

第11条第2項中「次」の次に「の各号」を加え、同項第2号中「営利行為」の前に「委員としての地位を」を加え、同項第3号中「協議会」の前に「その他」を加え、「又は指定」を「及び対象」に改め、同条を第9条とする。

第12条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条の見出しを「(会長及び副会長)」に改め、同条中「教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものと

する。」を「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選より、選出する。」に改め、同条に次の2項を加える。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

第14条を第12条とする。

第15条の見出しを「(議事)」に改め、同条第1項、第2項及び第3項を次のように改める。

協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第15条を第13条とする。

第16条の見出しを「(会議の公開)」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

第16条第4項及び第5項を削り、同条を第14条とする。

第17条の見出しを「(研修)」に改め、同条第1項を次のように改める。

教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

第17条第2項及び第3項を削り、同条を第15条とする。

第18条の見出しを「(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

第18条第3項を削り、同条を第16条とする。

第19条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条に違反した場合

第19条第1項第3号中「解任」の前に「その他」を加え、「とき。」を「場合」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第17条とする。

第20条を削り、第21条を第18条とする。

附 則

この規則は平成30年4月1日から施行する